

資料2

その他説明資料

目 次

	頁
1 名古屋港審議会提出予定案件	
港湾環境整備負担金対象工事の指定について	1
2 国際競争力の強化に向けた取組について	2
3 名古屋港の防災対策について	5
4 埠頭用地事業の公営企業会計への移行について	7

港湾環境整備負担金対象工事の指定について

港湾法第43条の5第2項の規定に基づき、港湾環境整備負担金（緑地整備、漂流物の除去等に要した費用の2分の1を限度として、臨港地区内の事業者（敷地面積1万㎡以上）にその費用の負担を求める制度）を徴収しようとするときは、地方港湾審議会（「名古屋港審議会」）に付議し、その意見を聴くこととされている。

平成28年度の負担金について、下表のとおり諮問するものである。

工事の種類及び名称	工事に要した費用	負担割合	工事に要した費用に負担割合を乗じた額	負担区域内の事業場敷地面積の合計	負担対象事業者の事業場敷地面積の合計	負担金徴収予定額 (a) × (c) / (b)	1㎡当たりの負担金額	工事内容
			(a)	(b)	(c)			
港湾環境整備施設の建設又は改良の工事	千円		千円	千㎡	千㎡	千円	円	緑地、広場、植栽、休憩所等の建設又は改良のための工事
① 中川運河（掘止）緑地用地造成工事	61,800	1/16	3,863	37,244	27,154	9,552	0.35	
② 楠南広場改修工事	33,433	1/8	4,179					
③ 新舞子マリパーク整備工事	22,742	1/8	2,843					
④ 臨港緑地整備工事	4,435	1/2	2,217					
小 計	122,410		13,102					
港湾環境整備施設の維持の工事	199,534	1/2	99,767	34,639	27,154	78,208	2.88	除草、施肥、樹木補植、清掃、附属施設の修繕等緑地維持のための工事
港湾における漂流物の除去等の工事	30,423	1/2	15,212	37,663	31,290	12,637	0.40	漂流物の除去及び処理のための工事
合 計	352,367		128,081			100,397	3.63	

国際競争力の強化に向けた取組について

名古屋港は、コンテナ貨物、バルク貨物、完成自動車を取り扱う総合的な港湾であり、背後地域の高付加価値を産み出す「ものづくり産業」を強力に支援する「国際産業戦略港湾」の実現に向け、港の強靱化を図るとともに、船舶の大型化や取扱貨物の増加に対応した港湾機能強化の取組を進めている。

1 コンテナ取扱機能の強化

東南アジア航路の貨物量の増加や船舶の大型化に対応するため、飛島ふ頭東側コンテナターミナルのNCBコンテナターミナルR1、R2岸壁（水深12m）の水深15m化・耐震化に平成28年度から事業着手しており、早期完成に向けて取り組んでいく。

また、東航路の水深16mへの増深については、平成27年10月より一部を暫定供用しており、平成28年度に完了予定である。

2 港湾運営会社制度の取組

(1) 概要

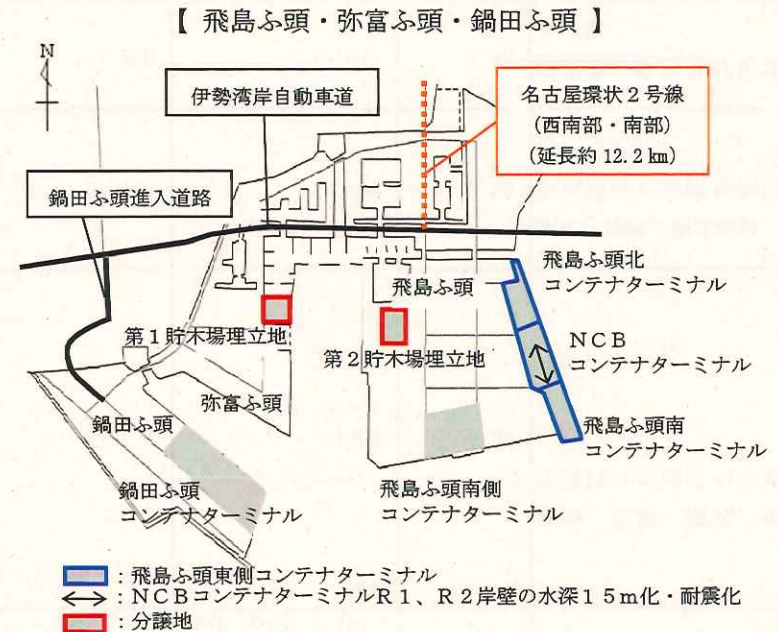
平成23年3月の港湾法改正により創設された港湾運営会社制度は、一つの株式会社が、これまで港湾管理者等が運営してきた公共施設を借り受け、コンテナターミナル等を一体的に運営するとともに、ガントリークレーン等の上物施設を国や港湾管理者からの無利子貸付金を受けて自ら整備することなどによりコンテナターミナル等の運営の一層の効率化を図る制度である。

名古屋港及び四日市港は、当面は、港毎に指定された特例港湾運営会社による運営が認められているが、伊勢湾で一つの港湾運営会社となる期限は、平成29年9月11日となっている。

(2) 取組状況

名古屋港では、港湾関係者、経済団体等との協議を踏まえ、名古屋港埠頭株式会社が本港の特例港湾運営会社の指定申請を行い、平成26年11月に国土交通大臣より指定を受けた。同社は、所有する施設に加え、平成27年2月より鍋田ふ頭の岸壁の一部を国から借り受け、同年4月より飛島ふ頭北・南の公共コンテナターミナルについても国及び本組合から借り受け、運営を開始するとともに、平成28年4月1日に名古屋コンテナ埠頭株式会社（NCB）との合併を行い、更なる一体運営を進めている。

一方、四日市港では、特例港湾運営会社の指定に向け四日市港埠頭株式会社が新たに設立され、平成26年11月に国土交通大臣より指定を受けた。同社は、現在、国及び四日市港管理組合から施設を借り受け、四日市港のコンテナターミナルの運営を行っている。



【 両港のコンテナターミナル 】

港 名	名古屋港	四日市港
コンテナバース数 (バース)	13	3
平成27年 外貿コンテナ取扱個数(TEU)	2,466,272	172,337※

※は速報値

【 両港の特例港湾運営会社の概要 】

会社名	名古屋港埠頭株式会社	四日市港埠頭株式会社
設 立	平成24年12月3日 (財団法人名古屋港埠頭公社を株式会社化)	平成26年6月16日 (新規設立)
資本金	55億6,780万円	2,000万円
代表者	代表取締役社長 生田 正治 (元株式会社商船三井最高顧問)	代表取締役社長 小林 長久 (四日市港運協会会長)
出資者	名古屋港管理組合、他民間3者	四日市港管理組合、他民間10者

名古屋港及び四日市港においては、両港の特例港湾運営会社の特性を踏まえ、伊勢湾で一つの港湾運営会社の実現に向けて、引き続き関係者と鋭意検討を進めていく。

3 国際バルク戦略港湾の取組

(1) 経緯

名古屋港は、平成23年5月に穀物(トウモロコシ)で国際バルク戦略港湾に選定され、その計画の実現に向けて、穀物関連企業(以下「企業」という。)との協議や新食糧コンビナート用地の埋立免許取得に必要な調査などを行ってきた。

埋立計画地の土質調査(平成24～26年度実施)により、層厚が厚く範囲が広い軟弱地盤層が確認され、それを踏まえて護岸構造を検討(平成26年度実施)した結果、護岸整備費が、当初想定した約200億円から約600億円に増加する試算となった。また、国際バルク戦略港湾選定時以降、穀物輸入を取り巻く動向や社会経済情勢は、TPPが署名されるなど変化していることから、企業の動向などを見極めながら計画内容の検証を行うこととした。

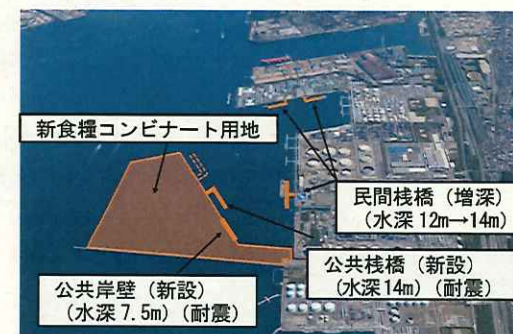
(2) 取組状況

現在、企業への意向調査の実施や、名古屋港に輸入された穀物の荷揚げ・保管・搬出を行っているサイロ会社4社と会議を開催している。

その中で企業からは、民間棧橋の増深については、大型船舶を活用した穀物輸入の効率化に資するとの認識はあるものの、穀物輸入を取り巻く動向や社会経済情勢が依然不透明なことなどから、具体化に向けた民間投資には、慎重な検討が必要との意見が示されている。また、新食糧コンビナート用地については、移転や進出に係る意向は現時点で確認できていないが、飼料工場等の老朽化への対応や、穀物産業の競争力強化を目指した将来における穀物関連機能の集約・再編の可能性が示されている。

今後とも引き続き十分に関係者の意見を聞きつつ、全体行程の見直しや事業費削減などを含めた計画内容の検証を進めていく。

【 北浜ふ頭(計画図) 】



4 完成自動車取扱機能の強化

金城ふ頭において、平成27年度から完成自動車取扱機能の集約・拠点化や自動車専用船の大型化などに対応するため、新規耐震強化岸壁（水深12m）の整備と保管用地の造成、既設84号岸壁の増深（水深12m化）に事業着手しており、平成28年9月には着工式典が開催された。

保管用地の造成については、環境影響評価の方法書の手続きを経て、引き続き準備書作成のための水質等の現況調査を進めており、早期完成に向けて取り組んでいく。



5 集貨拡大、産業立地の促進に向けた取組

(1) ポートセールス等

背後地域からの集貨拡大や産業立地を促進していくため、官民一体となった国内外のポートセールス及び企業誘致活動を行っており、国内では、名古屋港の現状と活用メリットを説明するため、船社、荷主、商社、物流関係者等を対象とした利用促進懇談会を名古屋、浜松において開催し、今後は、東京において開催する予定である。また、背後圏における企業や自治体等への訪問に加え、大規模展示会やセミナーへ参加するなど、積極的に本港のPRを行っていく。その他、平成27年度に引き続き、伊勢湾連携の取組として四日市港管理組合と合同で長野、滋賀の自治体等を訪問し、伊勢湾の優位性のPRを行っている。

海外では、名古屋商工会議所との共催による使節団を北中米に派遣した。さらに、港湾関係者で構成する調査団を東南アジアに送る予定であり、船社や荷主に対し、中部地域のポテンシャルを積極的にPRするなど、本港利用に向けたポートセールスを実施していく。他に、港湾ビジネスの拡大を図るため、姉妹港、パートナーシップ港及び中国港湾との交流を深めるなど、海外港湾との連携を推進していく。

(2) 埋立地の分譲

港勢の発展に資する企業の進出用地として、平成27年11月に弥富ふ頭第1貯木場埋立地及び飛島ふ頭第2貯木場埋立地の分譲地を公募し、平成28年2月に全体約20.4haのうち約5.1haについて2社の分譲予定者を選定し、3月に仮契約を締結した。

しかし、その後8月に飛島ふ頭第2貯木場埋立地の分譲予定者より、本組合に対して仮契約に基づく譲渡契約を締結しない旨の意思表示があり、本件意思表示は同者の債務不履行となるため、本組合は、9月23日付けで仮契約を解除した。今後は、本件を含め分譲予定者が未決定の土地について、企業ヒアリング等の結果を踏まえ、着実な売却に向けて引き続き取組を進めていく。

6 道路ネットワークの形成

飛島ふ頭に直結する名古屋環状2号線（西南部・南部）は、国等により整備が進められ、本組合は用地提供し協力するとともに、愛知県を始め関係者と一体となって、早期完成に向けた要望を行っている。同様に、平成28年度から事業着手された中部国際空港と伊勢湾岸自動車道を直結するとともに名古屋港南部地区の利便性の向上に資する西知多道路などの広域幹線道路網についても、国に整備促進の要望を行っている。

引き続き、渋滞緩和など物流の効率化のため、港内及び港と背後地域とを結ぶ円滑な道路ネットワークの強化・拡充に向け、関係機関と協力しながら取り組んでいく。

名古屋港の防災対策について

本組合の防災対策は、まずは「命」を守ること、そして、その後の「生活」を守ること、さらに、継続した地域経済・社会の発展には「産業」を守ることを施策の柱とし、大規模災害にも対応できる地域防災を目指した港づくりの実現に向け、海岸保全施設等の防災施設の機能強化や耐震強化岸壁の整備、所在市村や関係機関と連携した津波避難対策の推進や港湾機能の早期回復に向けた事前対策など、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策を計画的に遂行していく。

1 ハード対策

(1) 高潮防波堤

地震・津波対策の改良工事として、国は平成28年度完了に向け、上部工の嵩上げや防波堤本体であるケーソン補強等の対策を実施している。特に整備効果の高い海上部区間は、平成26年度末に概成した。

(2) 防潮壁

総延長約26.4kmのうち、経年沈下により天端高が不足している箇所の嵩上げ工事を、高潮対策として実施しており、平成28年度完了を予定している。

南海トラフ巨大地震等の地震・津波対策として、水際線に面し背後地盤高が低い区間の液状化対策等を優先的に実施しており、平成27年度に完了した大手ふ頭南地区を含む約1.5kmが整備完了している。引き続き、三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画（平成27年12月変更）において、今後10年以内に着手及び着手検討する箇所として位置づけられた15.7kmについて、順次調査を実施し、対策が必要な箇所について整備を進めていく。このうち、鴨浦地区は平成28年度完了を目途に整備を進めており、築地東ふ頭地区は平成27年度から整備に着手し、早期の完了を目指していく。

(3) 防潮扉

防潮扉については、今後も使用する扉のアルミ化による軽量化及び使用しない扉の壁体化による廃止を利用者調整を行いながら平成30年度完了を目途に実施している。アルミ化については、12カ所のうち平成28年度に5カ所を実施し、引き続き、7カ所を進めていく。また、壁体化については、2カ所を進めていく。

(4) 堀川口防潮水門

既存の水門の地震・津波対策として、平成33年度完了を目途に、平成27年度から躯体の耐震補強工事を実施しており、平成28年度は、4号通航水門の耐震補強工事に着手した。

なお、既存の水門は高潮対策に主眼を置いた構造であることから、その老朽化対策と併せ、津波に対する安全性をさらに高めるために、新たな水門の整備に向けた検討を進めている。

(5) 中川口通船門

既存の水門の地震・津波対策として、平成29年度完了を目途に、平成27年度から躯体の耐震補強工事を実施しており、平成28年度は、前扉室の耐震補強工事に着手した。

(6) 耐震強化岸壁

緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁については、老朽化対策と併せ耐震機能の維持、強化の対策を実施している。大江ふ頭は、平成31年度完了を目的に、平成26年度から整備を進めており、潮風ふ頭は、平成28年度に整備に着手した。また、金城ふ頭の新たな耐震強化岸壁については、平成27年度から調査・設計を実施し、平成28年度は埋立に伴う環境影響調査の手続きを進めており、早期の完成を目指していく。

コンテナなどの幹線貨物輸送対応の耐震強化岸壁については、NCBコンテナターミナルR1、R2の耐震化に向け、平成28年度から設計を実施し、早期の完成を目指していく。

2 ソフト対策

(1) 港湾機能継続計画（港湾BCP）

大規模災害時に港湾機能を早期に回復させるため、国及び本組合を始めとする関係行政機関、関係業界団体等で構成する「名古屋港BCP協議会」において、名古屋港港湾機能継続計画（名古屋港BCP）を平成27年6月に策定し、名古屋港BCPで掲げる港湾機能の回復目標（緊急物資輸送は発災後3日以内に最小限の海上輸送ルートを確保、コンテナ貨物は発災後概ね7日以内にコンテナターミナルの耐震強化岸壁4バースを機能回復など）の達成に向けて、同協議会構成員と協働し、実効性を高めるための事前対策等の検討を進めている。

また、伊勢湾全体として港湾物流機能を早期に回復させるため、国及び湾内の港湾管理者を始めとする関係行政機関、関係業界団体等で構成する「伊勢湾BCP協議会」において、伊勢湾港湾機能継続計画（伊勢湾BCP）を平成28年2月に策定し、秩序ある災害復旧支援活動を実現するため、同年3月に国、港湾管理者及び関係業界団体において包括協定を締結した。今後は、伊勢湾BCPの実効性を高めるための訓練について、国を始めとする関係者と連携して取り組んでいく。

(2) 津波避難対策

津波避難対策については、所在市村と連携して津波一時避難施設の確保を推進するとともに、引き続き関係者等と協議しながら津波避難訓練を進めていく。

また、本港を利用する人々の災害発生時における的確な行動を支援するため、平成28年3月に開設した「名古屋港防災情報サイト」において、所在市村の防災マップ、津波避難計画や堀川口防潮水門、中川口通船門等の稼働状況など、本港に関わる防災情報を広く提供しており、随時、防災情報の更新を図っていく。

(3) GPS波浪計

GPS波浪計の観測データは、現在、国が港湾管理者や関係自治体を対象に観測情報の試行的な提供を行うとともに、利活用方策について検討を行っている。引き続き、観測情報の利活用について、国や愛知県、名古屋市等の関係機関と調整していく。

(4) 石油コンビナート等

危険物施設や石油コンビナート施設の地震・津波対策は、愛知県石油コンビナート等防災計画に基づき、海上における流出油の防除や災害拡大の防止など、愛知県及び関係機関と連携した対応を図っていく。

(5) 関係機関との連携

港湾法に基づく「伊勢湾港湾広域防災協議会」及び国が主催する「南海トラフ地震対策中部圏戦略会議」等に参画するとともに、本組合が主催する「名古屋港所在市村防災連携会議」を活用し、関係機関と防災に関する意見交換、情報共有を図っている。

埠頭用地事業の公営企業会計への移行について

埠頭用地事業は、港湾施設である荷さばき地等に利用される公共用地を整備・運営する事業であるが、岸壁等と一体的に整備されることが多い事業であるため、併せて一般会計で整理を行っている。

こうした中、総務省より、財政マネジメントの向上等に取り組むため、埠頭用地等の事業は公営企業会計を適用するよう要請されているほか、埠頭用地事業の地方債借入条件が一般会計から区分経理することとされた。

このため、同じく港湾施設を運営する施設運営事業会計（公営企業会計）へ移行することで、貸借対照表や損益計算書等の作成を通じて資産・収支等を把握し、経営の効率化・健全化に資するものである。

1 移行年度

本組合では、新地方公会計の平成29年度導入に向け、埠頭用地を含めた一般会計の資産評価を行っているため、この資産評価を活用して公営企業会計に必須となる固定資産台帳を整備し、平成29年度から施設運営事業会計へ移行する。

2 対象範囲

本組合整備の埠頭用地を対象とする。

飛島ふ頭・鍋田ふ頭コンテナターミナル、金城ふ頭 等

3 今後の予定

平成29年3月定例会に、次の議案の上程を予定している。

- ・名古屋港管理組合港湾整備事業の設置等に関する条例の一部改正（案）
- ・平成29年度名古屋港管理組合施設運営事業会計予算（案）

【名古屋港管理組合の港湾整備に係る会計区分】

